

## 第3号議案

### 静岡県森林認証推進協議会 規約

#### (名 称)

第1条 本会は、静岡県森林認証推進協議会（以下「協議会」）という。

#### (目 的)

第2条 協議会は、世界文化遺産の富士山やユネスコ・エコパークの南アルプスなど、静岡県の持つ世界水準の魅力を背景に、静岡県森林と県民の共生に関する条例で目指す、“持続可能な社会”の実現に向け、環境・経済・社会のバランスが取れた、国際的な森林認証の取得と認証製品の利用を進めることを目的とする。

#### (事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林認証制度の普及啓発に関すること。
- (2) 森林認証の取得・管理に関する情報提供及び助言指導に関すること。
- (3) 森林認証材の利用拡大に関すること。
- (4) その他必要な事項。

#### (会 員 等)

第4条 協議会を構成する会員（以下「会員」という。）は、別表1の正会員と賛助会員とする。

- 2 賛助会員は、目的に賛同し、事業に協力する個人・団体とする。入会に当たっては、会長の承認を受けるものとする。
- 3 会員は、毎年度、総会で定める会費を納入しなければならない。
- 4 協議会には、別表2のオブザーバーを置く。

#### (役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
  - (2) 副会長 1人
  - (3) 監 事 2人
- 2 会長及び副会長は、会員の互選とする。
  - 3 監事は、会員団体の者とする。

### 第3号議案

- 4 役員の任期は2年間とし、再任することができる。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長は、協議会を代表し、会務を執行する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 監事は、財産及び会務の執行状況を監査する。
- 8 役員は、無報酬とする。

#### (総会)

第6条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は、必要に応じ開催し、総会の議長は会長があたるものとする。
- 3 総会は、正会員の過半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 4 総会の議決は、出席者及び委任状の過半数を持って決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会は、書面により開催することができる。
- 6 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 毎年度の事業報告及び収支決算に関すること。
  - (2) 規約の改廃に関すること。
  - (3) 会費の賦課及び徴収方法に関すること
  - (4) その他会長が必要と認める事項。

#### (幹事会)

第7条 幹事会は、会長がこれを必要と認めたとき、これを招集する。

- 2 幹事会を構成する幹事は、協議会員である団体の実務担当者等をもって組織する。
- 3 毎年度の事業計画及び収支予算については、会計年度の開始の日の前日までに作成し、幹事会の承認を受けなければならない、これを変更する場合も同様とする。
- 4 幹事会に付議する事項は、第7条の3に定めるもののほか、会長がこれを定める。

#### (部会)

第8条 部会は、会長がこれを必要と認めたとき、これを設置することができる。

- 2 部会を構成する部会員は、会長が指名する。

### 第3号議案

- 3 部会は、第2条に掲げる目的を達成するために必要な具体的な協議や活動などを行う。
- 4 部会の設置については、別に定めるところによる。

#### (事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、静岡県森林組合連合会（静岡市葵区追手町9-6）に置く。

#### (経費)

第10条 協議会の経費は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) その他寄付金等

#### (会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

#### (その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則 この規約は平成27年11月24日から施行する。

この規約は平成28年 1月21日から施行する。

この規約は平成29年 4月 1日から施行する。

第3号議案

【別表1】

会員名	備考
静岡県森林組合連合会	会長
静岡県木材協同組合連合会	副会長
(公社) 静岡県林業会議所	
(公社) 静岡県山林協会	
(公財) 静岡県グリーンバンク	

【別表2】

オブザーバー	備考
伊豆森林管理署 署長	
静岡森林管理署 署長	
天竜森林管理署 署長	
静岡県経済産業部 理事	

《協議会概念図》

